

緊急重要

令和2年11月20日

関係各位

公益社団法人日本理学療法士協会
一般社団法人日本作業療法士協会
一般社団法人日本言語聴覚士協会

訪問看護ステーションにおける人員配置基準の新設に関する 緊急署名活動について（お願い）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、令和3年度介護報酬改定に向けての議論が厚生労働省で行われています。訪問看護ステーションにおいては、一部の事業所でリハビリテーション専門職の配置割合が高いことが狙上に載せられ、看護職員の配置割合を6割とする方針が示されています。

この制度改正により、介護保険利用者だけでも約8万人の方がサービスを受けることができなくなり、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は約5千人が雇用を失うと見込んでいます。そこで、国民のニーズに応じられる柔軟な制度改正を行うことを求めるための署名活動を行い、厚生労働大臣をはじめとした関係各所に国民の声を届けたいと思っております。

つきましては、以下の内容をご確認のうえ、サービスを受けているご利用者様やご家族様、医師やケアマネジャー等の医療・介護関係者の皆様に今回の趣旨をご説明の上、署名活動にご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

内 容：訪問看護の配置割合の反対署名活動を3協会合意のもとで実施する

署名対象：利用者と家族を中心に、医療・介護関係職種、事務職、一般国民の皆様

署名方法：1. 署名用紙での署名（利用者様・家族様のみ）

2. インターネット署名（医療・介護専門職、事務職、一般国民の皆様）

目 標：10万人

提 出 先：厚労大臣など

期 日：第1次締切り 11月30日（月）

第2次締切り 12月6日（日）

※ 第2次は予備締切のため出来る限り11月30日までのご提出にご協力のほどよろしくお願い致します

以上

すべての在宅高齢者等が訪問看護 I - 5 のサービスを 継続して受給できることを求める署名

【署名の趣旨】

令和3年度介護報酬改定に向けての議論のうち、訪問看護ステーションにおいては、一部の事業所でリハビリテーション専門職の配置割合が高いことが俎上に載せられ、看護職員の配置割合を6割とする方針が示されている。

この制度改正により、介護保険利用者だけでも約8万人の方がサービスを受けることができなくなり、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は約5千人が雇用を失うと見込んでいる。

関係各位にあっては、在宅高齢者等が訪問看護及び訪問看護 I - 5 のサービス需給が継続して行われるよう、以下のことに配慮することを求める。

【要望内容】

1. すべての在宅高齢者等が訪問看護ステーションからのサービスを継続して受給できる体制とすること
2. 特に経営的視点から中山間部や島嶼の在宅高齢者等が排除されない訪問システムとすること
3. 人員配置を比率で決めるような拙速は避けること
4. 訪問看護ステーションの運営等に本質的かつ継続的な問題があるのであれば、厚生労働省による指導監督を十分に行うこと

	氏名	年齢	住所
			※住所は都道府県からご記入ください。「同上」は無効になります
1		歳	都道 市区 府県 町村
2		歳	都道 市区 府県 町村
3		歳	都道 市区 府県 町村
4		歳	都道 市区 府県 町村
5		歳	都道 市区 府県 町村
6		歳	都道 市区 府県 町村
7		歳	都道 市区 府県 町村
8		歳	都道 市区 府県 町村
9		歳	都道 市区 府県 町村
10		歳	都道 市区 府県 町村

本署名に記載され、または本件に関し取得した氏名・住所等の個人情報については、本署名の目的に必要な範囲でのみ利用し、それ以外目的には利用いたしません。

【お問い合わせ先】 公益社団法人日本理学療法士協会 職能課
担当：佐々木、戸塚、村松 TEL：03-6721-0224（職能直通）
第1次締切 11月30日（月） 第2次締切 12月6日（月）

署名郵送先：

〒106-0032 東京都港区六本木7丁目11番10号

（公社）日本理学療法士協会 職能課 宛

署名の注意点

署名の方法には、署名用紙での署名と、インターネット署名がございます。インターネット署名につきましては、郵送費がかからず、集計も容易で、感染リスクも低いなどの利点がありますが、その署名としての有効性につきましては、提出先の判断により様々となっております。今回は、最も重要な声である利用者様とご家族様の署名は署名用紙で行い、医療専門職や一般国民の皆様につきましては、コロナ禍の状況も踏まえてインターネット署名で行うことに致しました。署名用紙の郵送費等につきましては、ご協力をいただき皆様にご負担をおかけしまして大変恐縮ではございますが、ご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

期 日：第1次締切り 11月30日（月）

第2次締切り 12月6日（日）

※ 第2次は予備締切のため出来る限り11月30日までのご提出にご協力のほどよろしくお願い致します

■インターネット署名■

医療専門職、一般国民の皆様のお声はインターネット署名のみで募ります。総署名数の発表に際しては、インターネット署名と、署名用紙署名の両方を合算します。

インターネット署名入力フォーム

URL：<https://questant.jp/q/shomei>

QRコード



■署名用紙での署名■

利用者様・家族様のお声は署名用紙での署名のみで募ります。署名用紙をダウンロードして、署名を集めていただく際には、以下の点に留意してください。

1. 返信していただく際には、FAXではなく、郵便や宅配便などをお願いします。国会へ提出する署名は、自筆の原本であることが必要なためです。

署名郵送先：〒106-0032 東京都港区六本木7丁目11番10号

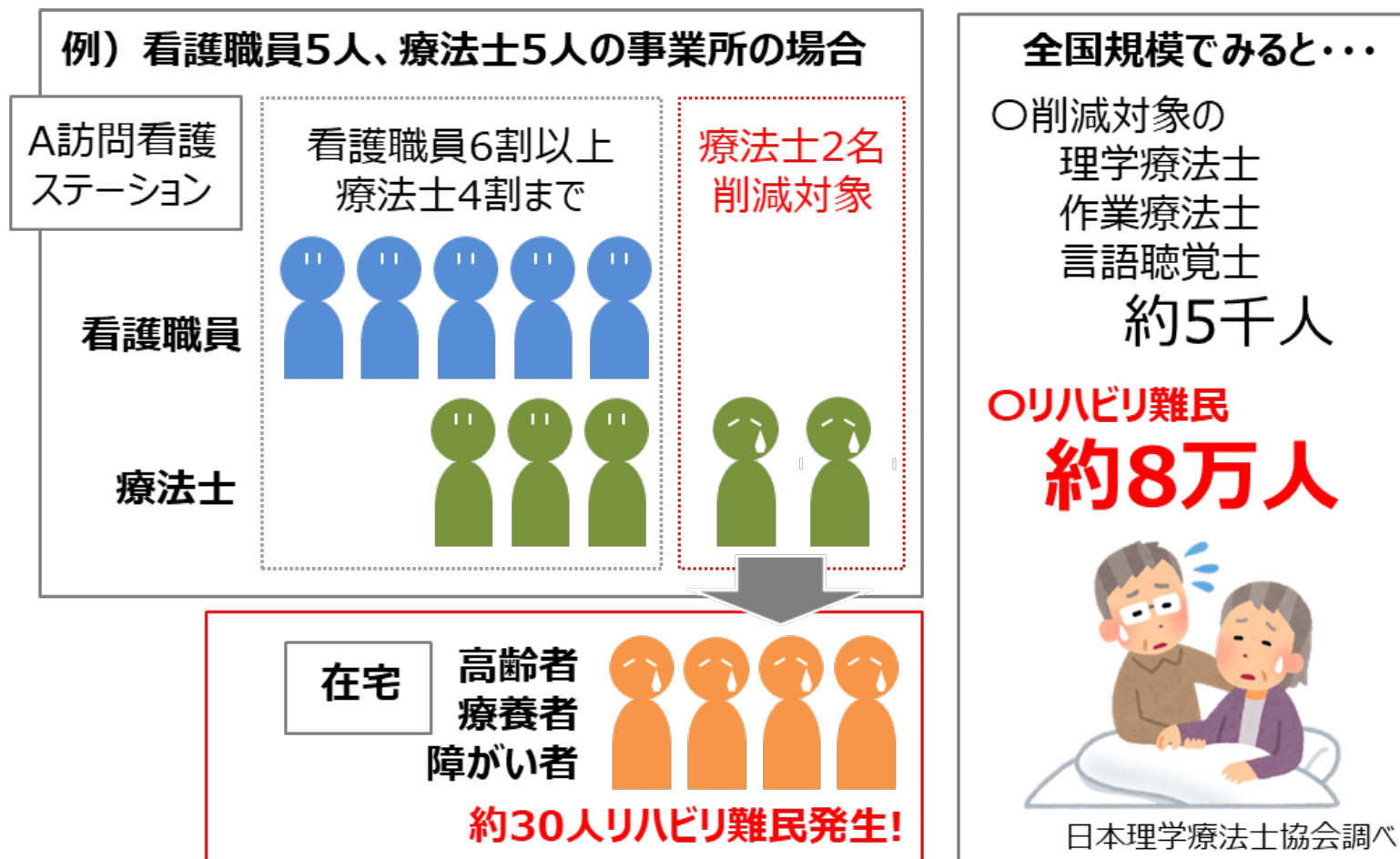
(公社)日本理学療法士協会 機能課 宛

2. 同じご家族様であっても、苗字は全員ご記載ください。苗字無記名や「 」は無効になります。
3. 住所は都道府県からご記入ください。「同上」や「 」は無効になります。

人員配置割合の新設による利用者の皆様への影響

- 訪問看護ステーションの看護師が6割に満たない場合には、新たに看護職員を雇用するか、雇用できなければ理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を削減しなければなりません。
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が削減された場合、担当の利用者の皆様にサービスを提供することが出来なくなってしまいます。

○訪問看護ステーションにおける看護職員6割規制の影響



リハ職の数が看護職の数を上回る訪問看護ステーションの一例

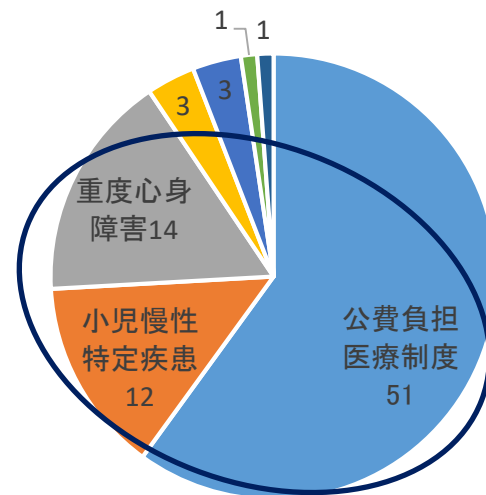
職員配置:看護師:5名 リハ職18名(PT8名,OT8名,ST2名)

医療保険利用者のうち
リハ職の訪問 **95%**



利用者の内訳

		医療保険	介護保険
全体		94	164
内訳	看護のみ	5	15
	看護+リハ	37	32
	リハのみ	52	117



医療保険利用者の
82%
公的負担医療制度利用
小児慢性特定疾患
重度心身障害

連携する訪問看護ステーション:9か所(市内2,市外7)
利用者:19名(医療:13名、介護6名)

指定難病(別表第7の疾患)には、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、進行性核上性麻痺、大脳基底核変性症、多系統萎縮症、パーキンソン病(Yahr3以上)などが含まれる。
毎月、受診した複数の医療機関等の自己負担額をすべて合算した上で公的負担医療制度が適応される。

- 多数のリハ職を配置する訪問看護ステーションが2次医療圏を広くカバーし、リハ職のいない訪問看護ステーションと連携し、多数の訪問看護師と協働しながらサービス提供を行っている事業所も影響を受けます。
- 栃木県の一例では、全利用者のうち、医療保険を利用する者は全体の4割近くを占め、リハ職の訪問は医療保険利用者の95%に及び、医療保険利用者の8割以上が公的費用負担が受けられる重度障害を有する在宅療養患者です。